

記者発表資料
令和6年2月15日
水産林政部水産業振興課流通加工班
担当者:後藤、阿部、高橋 (内線 2931)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う 内水面魚種の出荷制限指示の一部解除について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、出荷制限が指示されていた一部水域の「いわな」及び「うぐい」について、国に解除申請をしていたところ、令和6年2月15日付けで下記のとおり出荷制限が解除されました。

また、県から採捕自粛を要請していた名取川、穴戸川、本砂金川の「いわな」についても、国の出荷制限解除に伴い、同日付けで解除しました。

記

1 出荷制限解除の内容

(1) 対象魚種及び対象水域

魚種	水系	河川	出荷制限開始時期
いわな	名取川	大倉川（大倉ダムの上流（支流を含む。））	平成24年5月14日
		名取川（秋保大滝の上流（支流を含む。））	平成24年5月14日
		碁石川（釜房ダムの上流（支流を含む。））	平成24年6月22日
	広瀬川（支流を含む。）	平成24年6月22日	
	北上川	二迫川（荒砥沢ダムの上流（支流を含む。））	平成24年5月28日
うぐい	阿武隈川	阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）	平成24年4月20日

(2) 解除後の出荷管理計画

各水域において、今後も県が検査を行い、採取された「いわな」及び「うぐい」から基準値を超える値が検出された場合は、速やかに対象水域の採捕自粛を関係漁協等に要請するとともに、流通された場合には、その回収を指導する。

(3) 出荷制限指示が継続されている対象魚種及び対象水域

出荷制限指示が継続されている魚種及び水域は以下のとおり。引き続き出荷制限解除に向けてモニタリング検査を実施していく。

魚種	水系	河川	出荷制限開始時期
やまめ	阿武隈川	白石川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）	平成24年4月20日
いわな	阿武隈川	松川（支流を含む。ただし、濁川及び澄川4号堰堤の上流を除く。）	平成24年5月24日
	北上川	三迫川（栗駒ダムの上流（支流を含む。））	平成24年5月24日
		江合川（鳴子ダムの上流（支流を含む。））	平成24年5月28日
		一迫川（花山ダムの上流（支流を含む。））	平成24年6月22日
うぐい	北上川	北上川（支流を含む。）	平成24年5月28日

2 採捕自粛解除の内容

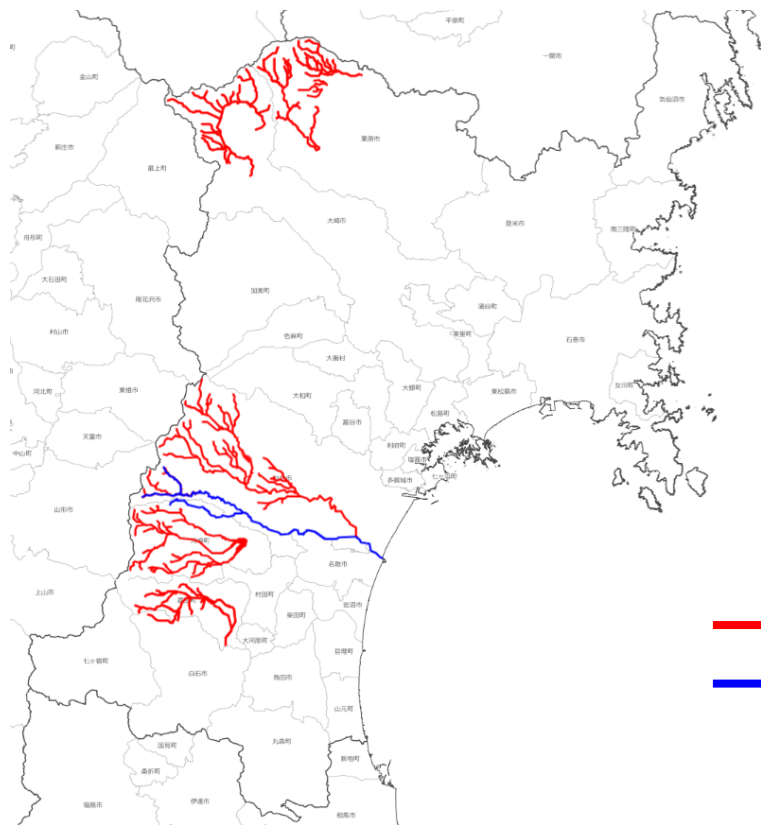
○対象魚種及び対象水域

魚種	水系	河川	採捕自粛要請開始時期
いわな	名取川	名取川、穴戸川、本砂金川	平成24年5月10日

県からの採捕自粛については、今回の制限解除により全て解除されました。

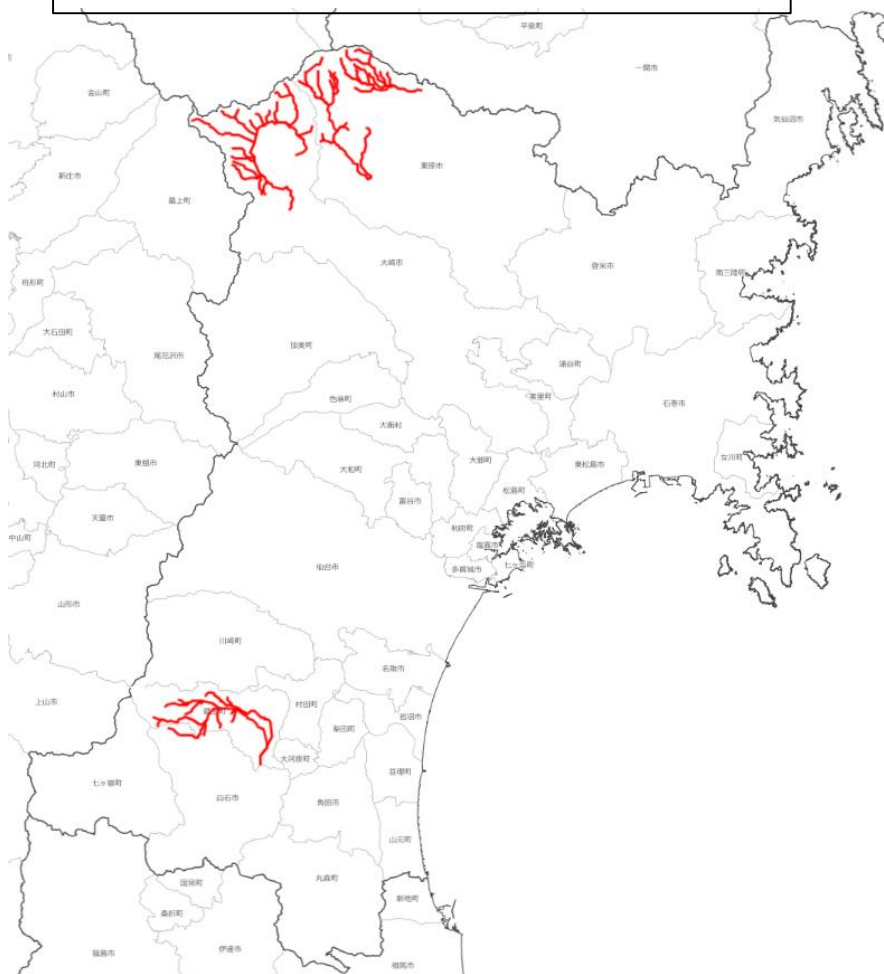
宮城県における「いわな」の出荷制限

解除前



- : 国の出荷制限指示範囲
- : 県の採捕自粛要請範囲

解除後(令和6年2月15日以降)



宮城県における「うぐい」の出荷制限

解除前



— : 国の出荷制限指示範囲

解除後(令和6年2月15日以降)

